



季刊

2010. 9

防災ニュース 第9号

宮前区まちづくり協議会防災部会
宮前区役所地域振興課

平成22年度梅雨前線による大雨被害について

平成22年6月中旬から7月下旬にかけて、梅雨前線の活発な活動により、九州から東北地方の広い範囲で大雨となりました。

幸いなことに、宮前区で被害はありませんでしたが、全国的には次に示すとおり、多くの地域で甚大な被害がありました。

平成22年度梅雨前線による被害の状況（全国計）

※平成22年7月22日まで 内閣府資料より抜粋

1 人的・住家被害の状況

人的被害（人）				住家被害（棟）				
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水
		重傷	軽症					
13	6	4	16	34	17	166	1,751	4,509

2 土砂災害の状況

種類	発生数
がけ崩れ	403
土石流等	94
地すべり	10

3 避難の状況

種類	対象戸数
避難勧告	201,619
避難指示	10,296
自主避難	46

このうち、床上・床下浸水、がけ崩れについては、宮前区でも、比較的発生する危険性が高いといえますが、事前に対策を施すことで、被害を小さくできる可能性があります。

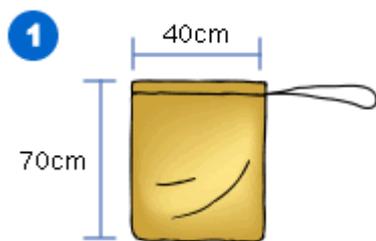
そこで、今回の防災ニュースでは「**家庭でできる浸水対策**」について紹介します。

家庭でできる浸水対策①

土のうを作ってみよう！

浸水被害を防ぐためには土のうが有効です。普段から作り方や使用法を知っておき、いざという時に備えておく必要があります。

土のうの作り方



(ビニール・合成繊維製)

土のう袋を用意します。



スコップ6~7杯の土を入れます。
袋の約7~8割ほど入れます。



袋のはしのひもを引いて口をしぼります。

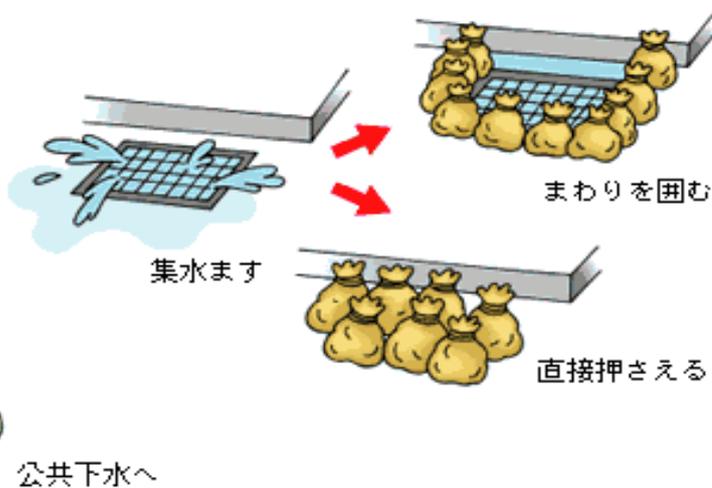
土のうの使用法など

土のうにより事前に浸水を防いだり、排水路を作ったりすることができます。締めた口を一方向にして並べ、土のうの上からしっかりおさえましょう。

●家屋への浸水を防ぎます



●排水路からのあふれを防ぎます



●宅地等に浸水した水の排水路を作ります



浸水が予想され緊急に土のうが必要な場合、また、ここに掲載した以外の使用法等については、宮前区役所道路公園センター（877-1661）にお問合せください。

家庭でできる浸水対策②

身近なもので土のうの代わりに！

小規模な浸水であれば、土のうの代わりに日ごろから家庭にあるものを使って浸水を防ぐことができます。

簡易水のうち

家庭用の大きいごみ袋を2～3重にして、その中に半分程度の水を入れて口をしっかりと絞って作ります。たくさん作って、出入口などに隙間無く並べて使用します。



簡易水のうちと段ボール箱の併用

簡易水のうちを段ボール箱に入れて連結して使用します。水のうちだけの場合に比べて強度が増しますし、段ボール箱に入れることによって水のを積み重ねて使用することができます。



プランターとビニールシートによる方法

花などを植える土の入ったプランターをビニールシート（レジューシート等）で巻き込み、連結して出入口などに並べて使用します。

※ プランターの代わりに水を入れたポリタンクも使用できます。



～地下階(室) 浸水時の留意事項～

- まずは早めに避難しましょう！地下階(室)は浸水の危険性が大きいです。
 - ・ ドア（押戸）の外側が浸水した場合には、水圧でドアが開かなくなることがあります。
 - ・ 水は低いほうに流れるため、出入口だけではなく換気口、採光窓など思わぬところから入ってきて、一気に浸水することがあります。
- 配電盤等の電気設備系統が浸水すると、誤作動、停電、感電の可能性があるため、防水措置や電源を切るなどの対策を行いましょう。
- 浸水が予想される場合、エレベーターの使用は避けましょう。エレベーターが停止したり、エレベーター内に水が入ってくる可能性があります。

設置期限が迫っています！

住宅用火災警報器



～火災から大切な命を守るための切り札です。～

住宅火災による死者を減らすことを目的として、すべての住宅に住
宅用火災警報器の設置・維持が義務付けられることになりました。

- 新築住宅は平成18年6月1日から設置が義務付けられています。
- 既存住宅は**平成23年5月31日**まで猶予期間がありますが、大切な命を守るため、早めに設置しましょう。

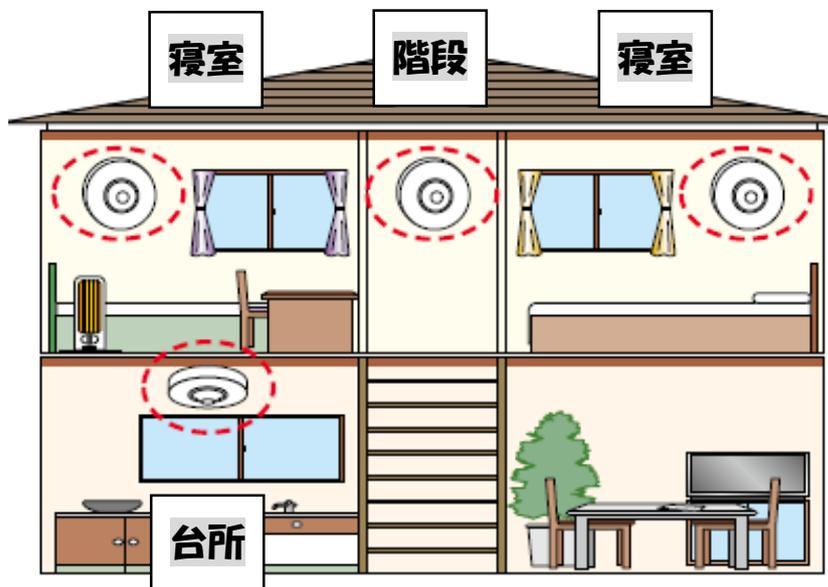
住宅用火災警報器とは？

火災による煙・熱を感知して警報音を鳴らし、居住者に火災を
早期に知らせる機器です。お近くの防災設備等取扱店、ホームセ
ンター等で購入いただけます。

設置場所は・・・

寝室・台所・階段のほか、
住宅の形態等により設置
を要する場合があります。

アパートやマンション等
で自動火災報知設備の感
知器又はスプリンクラー
設備が設置されていない
住戸にも住宅用火災警報
器の設置が必要です。



※悪質な訪問販売（不適正な価格、無理強い販売）にくれぐれも
ご注意ください。消防職員が販売することはありません。

※住宅用火災警報器に関するお問合せは**宮前消防署予防課予防係**
(852-0119)までお願いします。